

要求水準書(案)の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	16	2	1	(1)				安全性 (防災)	—	・平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等を鑑みたく、震度7相当の大地震動に対する追加検証(追加の構造計算や検証)により、構造体の安全性を確保する。
2	25	2	1	(5)	①			①施設の建築構造体の耐震安全性の分類	本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)のⅡ類とすること。 (倉庫等を単独の建屋とする場合は、倉庫等の構造体耐震安全性の分類は、Ⅲ類とすることも可能とする。)	本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)のⅡ類以上とすること。 (倉庫等を単独の建屋とする場合は、倉庫等に防災倉庫が含まれない場合に限り、倉庫等の構造体耐震安全性の分類を、Ⅲ類とすることも可能とする。)
3	25	2	1	(5)	②			②施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類	本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)のA類とすること。 (倉庫等を単独の建屋とする場合は、倉庫等の非構造部材の耐震安全性分類は、B類とすることも可能とする。)	本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)のA類とすること。 (倉庫等を単独の建屋とする場合は、倉庫等に防災倉庫が含まれない場合に限り、倉庫等の非構造部材の耐震安全性分類を、B類とすることも可能とする。)
4	26	2	1	(5)	③			③建築設備の耐震安全性の分類	本施設における設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の甲類とすること。 (倉庫等を単独の建屋とする場合は、倉庫等における設備の耐震対策は、乙類とすることも可能とする。)	本施設における設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の甲類とすること。 (倉庫等を単独の建屋とする場合は、倉庫等に防災倉庫が含まれない場合に限り、倉庫等における設備の耐震対策を、乙類とすることも可能とする。)
5	26	2	1	(5)	④			④構造計画	「資料4 事業予定地地盤調査資料」を参考に適切な基礎構造とすること。 また、将来の間取り変更に対応できるよう耐震壁の配置等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。	「資料4 事業予定地地盤調査資料」を参考に適切な基礎構造とすること。 また、将来の間取り変更に対応できるよう耐震壁の配置や柱スパン等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。 なお、建築基準法及び前述の適用基準による構造計算(標準的な構造計算)に加え、大地震動に対する耐震安全性確保をより確実にするために、追加検証(追加の構造計算や検証)を実施すること。追加検証の方法については、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等を鑑みたく、震度7相当の大地震動発生後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用出来ることを目標とし、主たる執務室(機器類の設置空間を含む)において、人命の安全確保に加えて十分な機能(執務の継続)確保が図られているものとし、その検証方法及びその結果を踏まえた対策について、事業者の創意工夫ある提案を期待する。(設計手法、検討手法は問わない。但し、具体的かつ論理的に説明できること。)